

## 第 444 回佐賀地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和 6 年 7 月 31 日（水） 13：30～：14：33
- 2 場所 佐賀第 2 合同庁舎 5 階 共用大会議室 1
- 3 出席者  
公益代表：甲斐委員（会長）、安永委員（会長代理）、安德委員、早川委員、松本委員  
労働者代表：岩井委員、東島委員、松尾委員、諸富委員、山口委員  
使用者代表：西岡委員、八谷委員、浜村委員、平野委員、福母委員  
事務局：城労働局長、恒吉労働基準部長、北村賃金室長、岩竹室長補佐、伊東賃金調査員
- 4 議題
  - （1）佐賀県最低賃金の改正に係る意見陳述等について
  - （2）中央最低賃金審議会会長ビデオメッセージ
  - （3）令和 6 年度地域別最低賃金改定の目安について（伝達）
  - （4）佐賀県最低賃金専門部会の委員について
  - （5）その他

### **岩竹室長補佐**

それでは定刻となりました。審議に入ります前に事務局から御報告いたします。本日は、欠席されている委員はなく、審議会令第5条第2項に規定する定足数に達していることを御報告申し上げます。それでは、会長、議事の進行をよろしく願います。

### **甲斐会長**

はい、皆様、暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から第444回佐賀地方最低賃金審議会を開催いたします。各委員の皆様におかれましてはお忙しい中ありがとうございます。よろしく願います。

新たに就任された委員のうち、前回欠席になっておられました早川委員、それから今回から御参加いただいております八谷委員、お二人がお揃いですので一言ずつ御挨拶をお願いします。

### **早川委員**

早川と言います。どうぞよろしくお願いします。

### **八谷委員**

今回からまた改めて参加いたします。八谷と申します、よろしくお願いします。

### **甲斐会長**

はい、ありがとうございました。

それでは、まず、局長より御挨拶をお願いします。

### **城労働局長**

皆様、こんにちは。労働局長の城でございます。

審議会の開催に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また、大変暑い中、御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、今般令和6年度地域別最低賃金改定の目安について、本年6月25日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し諮問が行われ、同審議会から7月25日に答申がなされたところでございます。この答申につきましては、目安についての労使合意が得られず、全会一致で目安を定めるには至らなかったものの、公益見解及び小委員会報告が示されているところでございます。内容については、後ほど、中央最低賃金審議会の会長からビデオで説明があるということでございます。

また、佐賀県最低賃金の改正決定につきましては7月11日に、私の方から当審議会に諮問をさせていただいたところでございます。最低賃金額の改定の議論に当たりましては、中央最低賃金審議会における公益見解や小委員会報告を十分参酌した上で、先般の諮問文にも記載させていただきましたとおり、令和6年6月21日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2024等に御配意いただき、最低賃金法9条に定める3つの要件、労働者の生計費、賃金、それから通常の事業の支払能力でございますが、これらを考慮の上、佐賀県内における地域の実情を踏まえた調査審議を

お願い申し上げるところでございます。

最後となりますけれども、最低賃金額の改定は、県民の皆様方に大変関心が高くなっているところでございます。委員の皆様方におかれましては、建設的かつ十分な御議論を期待しまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### **甲斐会長**

ありがとうございました。

次に議事次第をご覧ください。議事（１）佐賀県最低賃金の改正に係る意見等についてでございます。事務局説明をお願いします。

#### **北村賃金室長**

はい、7月11日に改正諮問を行った後に、意見聴取の公示を行いまして、提出された要請書等はお手元の資料のインデックスの1番のところに写しを受付順に付けておりますので、後程お目通しいただければと思います。

なお、佐賀県からは意見陳述をしたいとの申出がございました。これにつきましては、先般の7月11日開催の本審において意見陳述については全ての委員が聞くことができるよう本日の本審で行う旨の説明をさせていただいておりました。本日、佐賀県から落合副知事が出席されておりますので、意見陳述をお願いしたいと思っております。

なお、要請書は資料1の8ページにありますのでご参照願います。以上でございます。

#### **甲斐会長**

それでは、落合副知事、意見陳述よろしく申し上げます。

#### **佐賀県 落合副知事**

皆さん、こんにちは。佐賀県副知事の落合です。

本日は本審議会におきまして、意見陳述の機会をいただきまして誠にありがとうございます。本審議会に当たりまして、佐賀県の山口知事から審議会の会長宛に7月24日付けで賃金改定にかかる要請書を出させていただいております。本日はその内容に沿って意見を述べさせていただきたいと思っております。

本県内の人材不足というのは今、非常に深刻になっております。私もいろいろな経営者の方とお話ししていても、人が採れない、人材獲得が非常に難しいとお話を聞きます。仕事はあるけれども、人手がないので仕事が受けられない、そういった様々な分野、業種、業態においてそのようなお話をお聞きします。佐賀県経済にとっても機会損失になっているというような、私達は重大な危機感をもって考えております。佐賀県はもともと子供の数はその割合が全国で3番目に高いという中で進学あるいは就職を機に多くの子供達県外に流出していくという状況がございます。そういったことがひいては県内での人材の不足も現在招いているというように考えておりました。佐賀県といたしましても、高校生の県内就職を高めていくプロジェクトシクスティファイブプラス等に取り組んでいますし、UIターンも積極的に取り組んでおります。また、県内の高校生や大学生に県内企業について知っていただくようなプロジ

エクトも様々取り組んでおります。

また、大きな話としては、大学進学時に多くの子供達が県外に流出しておりますので、県立大学の設置に向けて、今、準備を進めているところです。

そういった中において昨年の最低賃金の改定においては、佐賀県が全国でも上げ幅が一番高いという900円を最低賃金、900円を実現していただきました。こういった賃金アップというのは、県内の中小企業、特に零細な企業にとって非常に影響が大きいということは私達も理解をいたしております。特に原材料やエネルギーが高騰する、そういった経営環境が非常に厳しい中で賃金をアップしていくというのは非常に厳しいとは思っておりますけれども、経済団体のトップの方が人件費というのはコストではなくて人に対する投資なのだというようなお話を聞いたこともあります。私もまさにそのように思います。

そういった賃金アップに取り組む中小企業を支援するため、県といたしましても、昨年度、佐賀型賃金UPプロジェクトにいち早く取り組みましたし、今年度も価格転嫁を促進するために関係団体と連携協定を結んだり、あるいは伴走支援プロジェクトに取り組んだりしております。今般最低賃金の議論が新たに始まるわけですが、佐賀県といたしましては、賃金アップに取り組む企業を支えるために昨年から今まで行ってきたものと同様の姿勢で臨んでいきたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、今回、地域別最低賃金の改定に向けまして、佐賀県が抱える、今程申し上げました様々な地域課題を踏まえた御議論をいただきますように審議の皆様方にはお願いいたします。私からは以上です。

#### **甲斐会長**

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの意見陳述につきまして何か委員の皆様方から御意見等ございますか。

(意見等なし)

#### **甲斐会長**

ありがとうございます。

#### **岩竹室長補佐**

落合副知事は、意見陳述が終わりましたので、ここで退席をさせていただきます。

#### **甲斐会長**

それでは次に議事次第(2)中央最低賃金審議会会長ビデオメッセージがございます。これから動画を流しますので、事務局は準備をお願いします。

#### **中央最低賃金審議会 会長藤村**

皆さんこんにちは。中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

本日は今年度の中央審議会の目安審議について、皆様にその真意が正確に伝わるようにこのような形でビデオメッセージをお届けすることとなりました。

これは、令和5年4月6日にとりまとめられました目安制度の在り方に関する全員協議会報告の中で、目安の位置付けの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員皆様に確実に伝わるようにということで考えられた方法でございます。

これを受け、目安の位置付けの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会においてとりまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様へ直接伝達されるように、私からこの様な形でお話しをすることになりました。この取組は、昨年に続き2回目となります。

御視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて目安の捉え方や今年の公益委員見解の趣旨を理解していただきたいと思っております。

それでは、最低賃金の位置付け、法令要素についてまずはお話しをしておきたいと思っております。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なり個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討に当たり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思っております。

まず、最低賃金は法定の3要素であります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会が目安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められております。近年の配意内容は、中長期の金額目標と、地域間格差の是正ということでございます。

さて、次に目安について、詳しく申し上げたいと思っております。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて申し上げておきたいと思っております。

したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもあり得るものと理解しております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思っております。

では、次に目安のポイントについてお話しをしておきたいと思っております。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかというのは、年によって異なります。今年度は、昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使

共通の認識でございました。

では、3要素のそれぞれの評価のポイントについて、お話しをしておきたいと思えます。

まず「労働者の生計費」についてです。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合、平均3.2%となっておりまして、前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識はあるのですが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいらっしゃると考えられる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。頻繁に購入する品目というのは、年に15回以上の購入頻度があるものと総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありませんが、消費者物価を特に重視することが適当であると考えました。

次に、3要素のうちの2番目「賃金」についてです。企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施を確認することができました。具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりまして平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という水準になっておりました。

最後に、3つ目の要素「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これについては、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令和5年は6~9%程度で推移しております。また、令和6年の第1四半期は7.1%となっております。従業員一人当たり付加価値額など他の指標も高い水準で推移する、そういったことを見て景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について資料を充実させて確認いたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということに留意しております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必需品を含む支出項目に限って見た上昇率平均5.4%を勘案する必要があるものと考えたところです。また、賃上げの流れを非正

規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年度は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要と考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載のとおり、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円・4.6%、Bランク50円・5.2%、Cランク50円・5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しとなりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと思っております。

この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会でも提示した資料には、地域別のものも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思っております。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えになっておられる方もおられると認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われますよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せずに働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもでございます。従

業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に発効日についてです。発効日については10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。

令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされております。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところがございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待している。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目していきたいと思っております。

以上、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

## ○甲斐会長

はい、それでは、次に進んでもよろしいですか。

それでは、議事次第の(3)に移ります。令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

## 北村賃金室長

はい、資料2に令和6年度の地域別最低賃金改定の目安方針をつけておりますけれども、ABCランクともに目安額50円ということで公益委員見解などにつきまして、先ほどの会長メッセージで説明されましたので、私からの説明は省略をさせていただきます。

私の方からは、資料の3、4、5の説明をしたいと思います。かなりボリュームがある資料のため説明を省略する部分もありますのでよろしくお願いいたします。

まず、資料3の表紙に書いてありますが、目安に関する小委員会配布資料で配布されたものの抜粋です。

ページをめくっていただきまして、1ページに令和6年の賃金改定状況調査結果をつけております。賃金改定状況調査というのは、常用労働者数が30人未満の記載の産業の企業について、労働者の今年の6月分賃金と昨年の6月分賃金を調査しまして、賃金の上昇率などを把握する調査です。なお、今回の調査対象事業所数は、全国で16,373事業所、調査対象労働者数は29,463人です。

めくっていただきまして、3ページの第1表は、賃金改定実施状況別事業所割合でございます。これは今年の1月から6月までの間に賃金改定を実施したかどうかを調査したものです。表の左側の産業計をご覧くださいと、今年の1月から6月までの間に賃金引上げを実施した事業所はA～Cランク平均で42.8%で、昨年より0.7ポイント減少しております。また、賃金引下げを実施した事業所は0.7%で、昨年と同

じポイントでございます。7月以降も賃金改定を実施しない事業所は40.1%と昨年より1.7ポイント増加し、7月以降賃金改定を予定している事業所は16.4%で、昨年より1.0ポイント減少しております。

次に、4ページの第2表をご覧ください。これは事業所の平均賃金改定率です。これは今年の1月から6月までの間に賃金改定を実施した事業所について、その改定率を調査し、その平均を出したものです。賃金引上げを実施した事業所の平均引上率は産業計では4.6%で、昨年より0.3ポイント増加しております。賃金引下げを実施した事業所の平均引上げ率は、産業計で11.1%で、昨年より2.9%引下げ率は小さくなっております。

次に、1ページ飛んで、6ページ及び7ページに第4表の と第4表の があります。第4表の は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率で、男女別内訳の表です。これは、調査事業所の労働者の今年の6月の賃金の平均と昨年の6月の賃金の平均を基に労働者の賃金上昇率を算出したものです。表の左側の産業計の欄をご覧くださいますと、男女計では、賃金上昇率は2.3%で、昨年より0.2ポイント上昇しております。なお、Cランクの賃金上昇率は2.7%で、昨年より0.6ポイントの上昇となっております。

次の7ページの第4表の は、先ほど説明しました賃金上昇率を一般とパートタイム労働者別に集計したものです。左側の産業計の一般パート計は、当然先ほどの男女計と同様の数値となります。一般のCランクの上昇率は3.0%で、昨年より1.1ポイント増加しております。また、パートのCランクの賃金上昇率は2.2%で、昨年より0.3ポイント減少しております。

続きまして、8ページの第4表の が令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象にした集計です。表の一番下に記載されておりますとおり、全体の83.6%が対象になっております。産業計の欄を見ますと、Cランクの上昇率が3.1%で昨年より0.4ポイント増加しております。

以上が今年の6月に本省が実施した賃金改定状況調査の主な内容でございます。

続きまして、12ページから14ページまでが例年付けております生活保護と最低賃金の資料でございます。12ページのグラフが令和4年度の最低賃金改定後の数値をグラフ化したもので、13ページのグラフが令和5年度のグラフでございます。いずれの都道府県も生活保護より最低賃金で計算した額が上回っております。

15ページには地域別最低賃金の賃金額の全国の未満率と影響率の推移を付けております。令和5年度のCランクの未満率は2.1%、影響率は20.1%でありました。

続きまして、16ページ及び17ページは、令和5年度の最低賃金基礎調査及び賃金構造基本統計調査に基づく都道府県別の未満率、影響率のグラフでございます。16ページが基礎調査、17ページが賃金基本統計調査のグラフになります。基礎調査のグラフでは、影響率は東京を除く都市部で高い傾向があり、佐賀県は影響率は全国より低く、未満率は全国平均より高い水準にあります。17ページの賃金構造基本統計調査のグラフでは、影響率はAランクの都府県、北海道、鹿児島などで高い傾向が見られております。

続きまして、18ページをご覧ください。国内の企業物価指数、前年同月比の推移で2021年以降上昇傾向でありましたけども、2023年に入ってから上昇率が縮小し、直近では再び上昇傾向となり、2024年5月は2.4%となっております。

続きまして、19 ページは輸入物価指数、円ベース前年同月数の推移で、2021 年から上昇傾向であったものの 2023 年には減少に転じましたが、直近の 2024 年の 6 月には 9.5% になっております。

続きまして、20 ページをご覧ください、20 ページには消費者物価指数の各指標の解説が記載されております。21 ページには、各指数の対前年同月比の推移のグラフがございます。各指数ともに 2021 年頃から上昇傾向であるものの、生鮮食品及びエネルギーを除く総合は 2023 年をピークに、それ以外は 2022 年をピークに、上昇率が縮小し、2024 年 5 月の消費者物価指数は総合がプラス 2.8%、生鮮食品を除く総合はプラス 2.5%、生鮮食品及びエネルギーを除く総合はプラス 2.1%、持ち家帰属家賃を除く総合はプラス 3.3% となっております。

続きまして、22 ページは、持ち家の帰属家賃を除く総合の主な項目別の寄与度推移グラフで、2024 年 5 月は 3.3% になっておりますが、主な項目別の寄与度を見ると、生鮮食料品を除く食料の寄与度が高く、エネルギーは 2023 年 2 月以降マイナスの寄与度が大きかったのですが、2024 年 5 月には、プラスに寄与しております。

続きまして、23 ページは消費者物価指数の基礎的選択的支出項目別指数の推移のグラフでございます。基礎的支出項目とは生活必需品的なものの支出でありまして、食料とか家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当します。選択的支出項目とは、贅沢品的なものの支出でありまして、教育費ですとか教養娯楽用耐久財、月謝などが該当します。2024 年 5 月では、基礎的支出項目はプラス 3.7%、選択的支出項目はプラス 2.5% となっております。

続きまして、24 ページは、消費者物価指数の購入頻度階級別指数の推移のグラフで、対前年同月比で 2024 年 5 月は、1 ヶ月に 1 回程度以上の購入はプラス 5.4%、1 ヶ月に 1 回程度未満の購入はプラス 2.5% となっております。

続きまして、25 ページは 2023 年 10 月から 2024 年 5 月の消費者物価指数の対前年上昇率の推移でございまして、C ランクでは 3.0% から 4.0% で推移しております。

最後に、26 ページは令和 6 年の春季賃上げ妥結状況で、連合と経団連が発表した数値です。括弧内の数値は前年同期の数値で、労働者数別や非正規労働者、大手企業、中小企業でも、前年より大幅に増加している状況でございます。

引き続きまして、資料 4 佐賀労働局賃金室作成資料について説明をいたします。

まず、1 ページ目になりますが、全国の最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果でございます。平成 26 年からのデータで違反率は 10% 前後で推移しております。法違反があった事業場の最低賃金に関する認識状況につきましては、適用される最低賃金を知っている事業場の割合が増加傾向にありまして、令和 6 年は 61.9% になっております。ここ数年の最低賃金の上昇率アップで注目されているといえますが、最賃額は知っていても違反している事業場が増加しているということでありまして、このような中小零細企業への支援策が求められるところでございます。

2 ページは、佐賀局の最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果です。平成 23 年からのデータで、違反率は少しバラツキがありますが 3 から 11% 台で推移しております。厚生労働省では、業務改善助成金の他、他省庁の支援を含めた周知を行っているところでございます。

続きまして、3 ページは、令和 5 年度の業務改善助成金の交付決定実績でございます。佐賀労働局における令和 5 年度の業務改善助成金の交付決定実績でありまして、

交付決定件数は令和4年度の32件から令和5年度213件と6倍以上の大幅増加となりました。産業分類別では、生活関連サービス業、娯楽業、宿泊業、飲食サービス業が多くなっており、交付決定した労働能率の増進に資する設備器具などはご覧のとおり事業場により様々となっております。引き続き業務改善助成金の周知に努めてまいります。

5ページ及び6ページは、生活保護と最低賃金の比較について算定したもので、詳細な説明は省略しますが、6ページの末尾に記載のとおり最低賃金が生活保護の水準を上回っております。

7ページは、例年、専門部会で付けております。今年度の最低賃金に関する基礎調査結果から作成しました影響率の表でございます。例えば、目安額どおり50円アップで950円になりますと、影響率が20.1%になるというような表でございます。

8ページ以降は、この表を作る元データとなった基礎調査の総括表になります。

続きまして、資料5につきましては、前回の審議会で委員の皆様からの追加要望があった資料でございます。1ページ目は前回改正諮問の審議会資料の14ページに付けておりましたものに、小規模な事業場のデータとなる日本商工会議所等が調査した中小企業の賃金改善に関する調査集計結果を加えたものでございます。2ページ目以降は当該調査の詳細の資料でございます。当該調査は日本商工会議所と東京商工会議所が共同で調査したもので、3ページに対象事業場等の詳細が記載されております。4ページに調査結果のポイントが記載されておまして、正社員全体で賃上げ率3.62%、20人以下の事業場に絞ると賃上げ率3.34%となっております。また、パート・アルバイト等の全体の賃上げ率が3.43%、20人以下の事業場に絞ると賃上げ率3.88%となっております。

資料5の一番最後の19ページに付けておりますのは、佐賀労働局の職業安定部が公表しております2024年6月分の求人賃金の表でございます。求人賃金は、職業にかなり幅があるところですが、一番上の職業計が平均値になっておまして、求人賃金、パートの上限が1,132円、下限が1,028円となっております。私からの説明は以上でございます。

#### ○甲斐会長

ありがとうございました。それでは、委員の皆様方から御質問あるいは御意見等ございますか。いかがでしょうか。

#### ○西岡委員

一番最後に、今、御説明いただいた求人賃金と求職者賃金の職業別の資料の中で、11番にその他の技術者という欄がありますよね。この「その他の技術者」というのは具体的にどういう技術者になるのか把握されているのだったら教えていただきたいと思っております。以上です。

#### ○北村賃金室長

ここについては確認しておりませんので、次回の専門部会の際に確認してご回答します。

○甲斐会長

ここが安くなっていると。

○西岡委員

はい、一番最低なのでどういう方々かなという。

○甲斐会長

では、よろしく願いいたします。ほかに何かございませんでしょうか。

○早川委員

すみません、私からの質問です。

実は先ほどの県の方の陳述の際に質問すればよかったのかもしれませんが、資料1の中の8ページの県の陳述書についてです。この中で企業が賃上げの原資を確保するための支援を県がやっている、その中身は「生産性や付加価値の向上、価格転嫁を後押しすることによって」ということになっていますが、これについて具体的に賃金の上昇に資するような支援を県が独自にやってらっしゃるのでしょうか。把握されていたらその範囲で教えて下さい。

○北村賃金室長

対象の範囲とかが助成率とかもちょっと違いますが、厚生労働省がやっております業務改善助成金と同じようなものを佐賀県独自でもやっております。

○城労働局長

業務改善助成金の場合は、企業が生産性向上に寄与する設備投資等を行いつつ賃金を上げるというものです。1企業で600万円まで助成することになっています。県の助成金は上限が200万円となっており、若干金額等に違いはございます。使い勝手という点では県の方がかなり使われているということは聞いております。

○早川委員

どうもありがとうございます。

○甲斐会長

ありがとうございます。ほかに何かございますか。

○松尾委員

影響率について資料を出していただきましてありがとうございます。今回、目安が大幅な目安額でありましたので、959円までの影響率を出していただきました。可能であれば、もう少し大きいところまでの影響率を出していただければ、審議の際に検討できるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○北村賃金室長

具体的にいくらぐらいまででしょうか。

○甲斐会長

打ち合わせのときに、少し相談していたのですが1,000円ぐらいまでを上げておけばよろしいですか。

○松尾委員

はい。

○甲斐会長

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは次に移りたいと思います。議事次第の(4)佐賀県最低賃金専門部会の委員について委員任命の状況について事務局から説明をお願いします。

○北村賃金室長

はい。お手元の議事次第をめぐっていただいて、2枚目に佐賀地方最低賃金審議会の専門部会委員名簿を付けさせていただいております。今年度の専門部会委員は、公益代表委員に甲斐委員、早川委員、安永委員を任命させていただきまして、労働者代表委員は推薦により岩井委員、松尾委員、諸富委員を任命させていただきました。使用者代表委員は同じく推薦により西岡委員、平野委員、福母委員を任命させていただきましたのでよろしくお願いたします。

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。どうぞよろしくお願いたします。

最低賃金審議会で第6条第5項によりますと、審議会はあらかじめその議決することにより、最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができることと定められておりますが、佐賀県では、従来から最低賃金の審議においては、同項を適用せずに、専門部会で審議していただいたものを本審議会で議決するということになっているのですけれども、今年度もそのように進めてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○甲斐会長

はい、お認めいただきましたので今年度も同様に進めたいと思います。ありがとうございます。

それでは次に、そのほかになりますけれども事務局から何かございますか。

○北村賃金室長

はい、資料の6をご覧ください。

次回の本審は答申をいただく場となります。専門部会につきましては、明日の8月1日(木)午後1時30分に第1回専門部会、8月5日(月)午後1時30分に第2回専門部会、8月7日(水)午前10時に第3回専門部会で、第3回専門部会までに議論がまとまらなかった場合の予備日として8月9日(金)午前10時、8月20日(火)

午前 10 時を設定しております。

8 月 7 日に議論がまとまった場合は、午後 2 時を目処に本審を開催したいと思いますが、専門部会の時間により変更はあり得ます。8 月 7 日に議論がまとまらなかった場合は電話にて 8 月 7 日の専門部会終了後の時間帯に必ず結果を専門部会委員以外の委員の皆様にご連絡いたします。大変恐縮ではございますけれども、8 月 9 日午前及び 8 月 20 日午前の専門部会と各日の午後 2 時頃からの本審の日程の確保をお願い申し上げます。

最後のページに令和 6 年度の答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表を付けております。異議申出期間や、官報公示後の期間等から、例えば、8 月 7 日に答申されますと、最短で 10 月 3 日(木)の発効、3 連休前の 8 月 9 日答申で 10 月 5 日(土)の発効となります。非常にタイトな日程となりますが、今後の審議の参考にしていただければと思います。以上でございます。

#### ○甲斐会長

はい、ありがとうございます。日程につきましては、いよいよ明日から専門部会の委員の皆様におかれましては大変かと思っておりますけれどもよろしく願いいたします。それから、本審の方も午後から開催するという予定を予備日も含めて日程に入れておりますので、同様に大変ではございますけれども予定を空けておいてください。申し訳ございませんけれども、全面的に御協力をいただきたいと思っております。何かございますか。

(質問なし)

#### ○甲斐会長

それでは、本日の審議会はこれで終了したいと思います。なお、本日の議事録の署名につきましては、労働者側東島委員、使用者側浜村委員をお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。お疲れ様でした。

会 長

---

労働者代表委員

---

使用者代表委員

---